

太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 7 号

太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太子町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.36」を「100 分の 7.57」に改める。

第 4 条中「30,900 円」を「32,500 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「20,800 円」を「21,400 円」に改め、同条第 2 号中「10,400 円」を「10,700 円」に改め、同条第 3 号中「15,600 円」を「16,050 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.85」を「100 分の 3.02」に改める。

第 7 条中「11,800 円」を「12,800 円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「8,000 円」を「8,500 円」に改め、同条第 2 号中「4,000 円」を「4,250 円」に改め、同条第 3 号中「6,000 円」を「6,375 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 2.89」を「100 分の 2.85」に改める。

第 9 条中「13,300 円」を「13,900 円」に改める。

第 9 条の 2 中「6,700 円」を「7,000 円」に改める。

第 21 条第 1 項第 1 号ア中「21,630 円」を「22,750 円」に改め、同号イ(7)中「14,560 円」を「14,980 円」に改め、同号イ(4)中「7,280 円」を「7,490 円」に改め、同号イ(5)中「10,920 円」を「11,235 円」に改め、同号ウ中「8,260 円」を「8,960 円」に改め、同号エ(7)中「5,600 円」を「5,950 円」に改め、同号エ(4)中「2,800 円」を「2,975 円」に改め、同号エ(5)中「4,200 円」を「4,462 円」に改め、同号オ中「9,310 円」を「9,730 円」に改め、同号カ中「4,690 円」を「4,900 円」に改め、同項第 2 号ア中「15,450 円」を「16,250 円」に改め、同号イ(7)中「10,400 円」を「10,700 円」に改め、同号イ(4)中「5,200 円」を「5,350 円」に改め、同号イ(5)中「7,800 円」を「8,025 円」に改め、同号ウ中「5,900 円」を「6,400 円」に改め、同号エ(7)中「4,000 円」を「4,250 円」に改め、同号エ(4)中「2,000 円」を「2,125 円」に改め、同号エ(5)中「3,000 円」を「3,187 円」に改め、同号オ中「6,650 円」を「6,950 円」に改め、同号カ中「3,350 円」を「3,500 円」に改め、

同項第 3 号ア中「6,180 円」を「6,500 円」に改め、同号イ(7)中「4,160 円」を「4,280 円」に改め、同号イ(8)中「2,080 円」を「2,140 円」に改め、同号イ(9)中「3,120 円」を「3,210 円」に改め、同号ウ中「2,360 円」を「2,560 円」に改め、同号エ(7)中「1,600 円」を「1,700 円」に改め、同号エ(8)中「800 円」を「850 円」に改め、同号エ(9)中「1,200 円」を「1,275 円」に改め、同号オ中「2,660 円」を「2,780 円」に改め、同号カ中「1,340 円」を「1,400 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4,635 円」を「4,875 円」に改め、同号イ中「7,725 円」を「8,125 円」に改め、同号ウ中「12,360 円」を「13,000 円」に改め、同号エ中「15,450 円」を「16,250 円」に改め、同項第 2 号ア中「1,770 円」を「1,920 円」に改め、同号イ中「2,950 円」を「3,200 円」に改め、同号ウ中「4,720 円」を「5,120 円」に改め、同号エ中「5,900 円」を「6,400 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の太子町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。